

# 八尾市立桂小学校いじめ防止基本方針

2025年4月改定（2015年度策定）

## 《宣言》

私たち八尾市立桂小学校は、「心の豊かな子・すすんで学習する子・すすんで行動する子」をめざす子ども像とし、いじめを許さない安心で安全な学校づくりを行います。  
そのために、「八尾市立桂小学校いじめ防止基本方針（以下、基本方針）」を策定します。

## いじめについて

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条1項）

※具体的には次のようなものが考えられる。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（文部科学省 いじめの防止等のための基本的な方針 第1の5）

いじめは、重大な人権侵害事象であると捉え、全教職員・全児童が「絶対にいじめを許さない」という強い意識を持ち、早期発見に努め、迅速で適切な対応を組織的に行う。

個々の行為がいじめに当たるか否かについては、被害を受けた児童の立場に立って組織的に行う必要があり、「いじめ・不登校対策委員会」を中心に全校体制で児童の実態把握に努める。とりわけ、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような「いじめ」の場合は、警察に相談・通報するなど、関連機関と連携した対応を行う。

本校では、絶対にいじめを起こさせないという風土を醸成するため、児童すべての人権が尊重され、安心して生活できる集団づくり、人間関係づくり、学校づくりを積極的に推進していく。

## 1. 組織体制

### (1) 基本的な考え方

・いじめへの対応は、一部の教員や特定の教員だけで行うのではなく、校長を中心とし、共通

理解のもと全ての教職員で組織的に行う。

- ・いじめへの対応を組織的に行うため、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。
- ・いじめの問題等に関する指導記録については、児童の進学・進級や転学に当たって、個人情報保護に細心の注意を払いながら、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

## **(2) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割**

- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- ・基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成等に関する中核の役割を担う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった時は、情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に行うための中核としての役割を担う。
- ・基本方針の点検や見直しなど、PDCAサイクルに照らし合わせた検証等を行う。その際、必要に応じてスクールカウンセラーの活用や関係機関との連携も図る。

## **2. 具体的な取組**

### **(1) 未然防止**

#### **①基本的な考え方**

- ・いじめはどの子どもにも起こりうるという共通認識のもと、すべての児童を対象にして、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- ・未然防止の基本として、児童が安心・安全に学校生活を送ることができる必要がある。そのため、児童が授業や行事に主体的に参加・活躍できるような学校づくりを行い、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係づくりを進めていく。
- ・未然防止の取り組みの成果や課題については、定期的なアンケート調査や個人懇談、児童の出欠状況等で検証し、改善点や新たな取り組みを定期的に検証・検討し、PDCAサイクルに基づく取り組みの継続を図る。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、適切に評価する。

#### **②未然防止のための取り組み**

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で定期的に確認するなど、平素から教職員全員の共通理解を徹底する。
- ・様々な場面でいじめの問題を話題にし、「いじめは重大な人権侵害行為であり、人間として絶対に許されない」との認識を、学校全体で共有する。
- ・「発達障がいを含む、障がいのある児童」「海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童」「性同一性障がいや性的指向・性自認にかか

わる児童」「新型コロナウイルスに感染した児童または家族が感染した児童」など、特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の実態を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・教育活動全体を通じて、児童が活躍でき、自分自身が役に立っていると感じ取れる機会を充実させ、児童の自己有用感を高める。
- ・いじめの問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめ防止を訴えるような取り組みを推進する。
- ・学級や学年、クラブ活動等の人間関係を把握し、一人ひとりが活躍できる集団づくりを推進する。
- ・他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな心を育み、自他の存在を等しく認め合える態度を養うことで、一人ひとりの居場所が確保できる集団づくりを推進する。
- ・児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育む。
- ・困難な状況を乗り越えるような体験の機会なども積極的に設けるとともに、ストレスを他者にぶつけるのではなく適切に対処できる力を育む。
- ・いじめについて理解を深め、いじめを鋭く見抜き指摘できる姿勢を育成するとともに、児童自身が主体的にいじめ防止を訴えるような取り組みを推進する。
- ・児童がいじめの問題を自分事として捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合い、主体的に行動できるよう、「脱いじめ傍観者教育」等の取組みを通じて、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

### ③今年度の重点項目

- ・ 道徳教育、及び人権教育を中心とした「心の教育」を充実させるため、いじめ防止をねらいとした授業を実践する。
- ・ いじめの態様や特質、具体的な指導の留意点などについて研修を行い、教職員全員で共通理解を図る。
- ・ いじめ防止に向けた啓発活動を児童会・委員会活動やPTA活動の中に設定する。

## (2) 早期発見

### ① 基本的な考え方

- ・ 外見的にはけんかや言い合いやふざけあい等、対等な関係性の中での出来事のように見えることでも、見えないところで被害が発生している場合もあるため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確にかかわりを持ち、

事象の背景にある事情の調査を行う。

- ・暴力をふるう児童のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する。
- ・教育相談等で得た、児童の個人情報について、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。
- ・携帯、ネット上のいじめは、特に見えにくく、被害児童が悩みを抱え込んでしまう場合が考えられる。パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールの利用方法について等の情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対しても子どもの安全を第一にしたルールづくりを進めるように啓発し、理解を求めていく。
- ・家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。

## ②早期発見のための取り組み

- ・日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互で積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。
- ・相談窓口の設置や保健室の利用等、児童が日頃からいじめを訴えやすい体制を整える。また、定期的に体制を点検する。
- ・定期的なアンケートや児童との対話をこまめに繰り返すことで、いじめの兆候や実態の把握に取り組む。
- ・保護者との信頼関係を構築し連携を密にすることで、家庭における児童の様子の変化を把握できるようにする。
- ・いじめから子どもを守る課、大阪府、文部科学省等の学校外の機関における相談窓口について広く周知する。
- ・集まったいじめに関する情報は教職員全体で共有する。

## ③今年度の重点項目

- ・学期ごとに「学校アンケート」を行い、いじめの実態把握に取り組む。
- ・毎月の校内同研を充実させるとともに、Q-U調査（年間2回）の実施・分析と連動した集団づくり研修を行い、児童の交友関係や悩み等を把握する。

## (3) 家庭や地域との連携

### ①基本的な考え方

- ・基本方針について理解を得ることや様々な機会を捉えた訴えにより、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広める。
- ・児童に対して、学校と家庭が同歩調で対応が出来るように、信頼関係の構築を図る。

- ・多様な大人から存在を認められること、学校以外の人間関係を築けること、多様な価値観に接すること等はいじめの早期発見やいじめられている児童の支えとなりうる。日常から学校内外で多くの大人が児童と接する機会を増やす。

## **②家庭や地域との連携についての取り組み**

- ・地域と組織的に連携・協同する体制の構築に努める。
- ・学校新聞や学年だより、学級通信等により、家庭への情報発信を丁寧に行い、学校への理解を深める。
- ・家庭訪問や懇談、連絡帳等を通して、家庭との連携を密にし、信頼関係を構築する。
- ・地域行事への積極的な参加等を通して、地域住民との交流を深める。
- ・校外での児童の様子について、学校へ情報が寄せられるような体制を構築する。

## **③今年度の重点項目**

- ・年度当初の家庭訪問や、学校通信などを通じて、学校のいじめ防止に関する取り組み姿勢を家庭に理解してもらい、協力体制を築く。
- ・学校評議員会を活用し、学校のいじめ未然防止に関する取り組み計画について協議する。

## **3. 事象が発生した場合の考え方・対応**

### **(1) 基本的な考え方**

- ・発見、通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ・被害児童に寄り添い、守り通すという姿勢で対応にあたる。
- ・発達段階に応じた丁寧な指導を毅然とした態度で組織的に行う。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置き指導をする。
- ・教職員全員の共通理解、保護者の協力のもと対応にあたり、必要に応じて関係機関・専門機関との連携を図る。
- ・速やかに教育委員会へ報告し、必要に応じて支援を要請するなど、連携して対応にあたる。

### **(2) 対応について**

#### **①いじめの発見・通報を受けたときの対応のポイント**

いじめられている児童の保護者からの訴え



保護者からの訴えを聞いた教職員（担任）の対応

- ・管理職に報告し、組織的に対応にあたる。



- ・当該児童の話を十分に聴く態度に徹する。その際、不安や恐怖等、様々な気持ちを共感的に受け止めながら、安全で安心できる環境を確保し、いじめの事実確認をする。
- ・児童の心身の状態、発達段階を十分配慮して行う。

### **管理職の対応**

#### ◆校内緊急体制の構築（「いじめ・不登校対策委員会」）

- ・具体的な対応方針を全教職員に示す。
- ・指示系統を明確にし、窓口を一本化し、情報は全教職員で共有する。
- ・事実確認及び指導記録については、それぞれ聴き取った内容を時系列で整理する等、情報管理を徹底する。

#### ◆教育委員会への報告・支援要請

- ・把握した内容を教育委員会に報告するとともに、事態が終息に至るまで協議連携を行う。また、児童の状況により八尾市教育委員会を通じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーの派遣等の支援を要請する。

#### ◆関係機関への支援要請

- ・児童の生命に関わるような深刻ないじめや、それに発展しかねない事象が生起した場合、子ども家庭センター（児童相談所）、警察等の関係機関との連携を図る。

#### ◆保護者への対応

- ・初期対応では、被害・加害の児童の保護者に対して、その心情に十分配慮した対応を迅速に行う。

### **②いじめを受けている児童への対応**

- ・「私は一人ではない。先生や友だちが守ってくれる。」という安心感を持たせ、被害児童を見守る姿勢で接する。
- ・「あなたにも悪いところがあるから」等、教職員の先入観に基づく指導や、被害の児童に責任を転嫁する指導は、当該の児童の内面をさらに傷つけたり、まわりのいじめを一層助長することになる。教職員は、児童の痛みに寄り添う姿勢で接する。

### **③加害の児童への対応**

- ・いじめを受けた児童や周囲の児童から聴き取った内容をもとに、正確に事実を確認していく姿勢で向き合う。
- ・いじめを受けた児童の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせる。そして、いじめを受けた児童の気持ちに共感しながら、加害の児童の心情や行動の変容につなげる。
- ・加害の児童の背景に迫り、その立ち直りを支援する。
- ・いじめ行為は、相手の人権を侵害するもので、絶対許されるものではなく、いじめを受けた児童に対し、長期にわたり深刻な影響を与える点をおさえ、自らの行為の責任を理解させる。
- ・事実関係について、双方の話が一致しない場合、いじめを受けている児童の訴えの事実在即

して事実確認をするとともに、対応策を考える。

#### **④「観衆」や「傍観者」になっている児童への対応**

- ・はやしたてる「観衆」や、見て見ぬふりをする「傍観者」の存在は、被害児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感をますます強める存在であることを理解させる。
- ・これらの児童へも、必要に応じて学級全体で話し合うなど、「いじめ行為は、相手の人権を侵害するもので、絶対に許されるものではない。」という強い姿勢で対応する。

#### **⑤保護者への対応**

ア) 被害の児童の保護者への対応

- ・家庭訪問等により、丁寧に話を聴く。
- ・相手の思いを正確に受け止めるため、出来る限り複数の教職員で対応する。
- ・事実確認はできるだけ迅速に行う。そして、学校の「いじめは絶対に許されない」という姿勢を児童や保護者にしっかりと示す。
- ・今後の対応については、被害の児童に対する心のケアや見守る体制等について誠意を持って説明し、「いつまでに、何を、どのようにするのか」という具体的な対応策を明確に示す。

イ) 加害の児童の保護者への対応

- ・家庭訪問等により、丁寧に話を聴く。
- ・加害の児童を指導するという観点だけでなく、児童の理解を根底とした支援の視点での対応をする。
- ・聴き取りから整理された事実を、正確に伝える。保護者が「自分や自分の子どもが責められている」等の感情に配慮しながら、加害の児童の「人格」を否定しているのではなく、いじめという「行為」を否定していることを明確に伝える。
- ・いじめの解決をめざした具体的な指導について、保護者に理解と協力を求める。その際には、保護者と学校の連携・協力が大切なことなど、保護者の思いも傾聴しながら伝える。

#### **⑥情報提供**

- ・いじめの対応については、校内での情報共有や役割分担のみならず、PTAや地域との連携が求められる。必要に応じて、適切な時期に保護者会等を開催し、保護者に状況と学校の指導方針を説明し、学校と保護者が協力して児童を支える体制をつくる。

#### **⑦ネット上のいじめへの対応**

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、速やかに行為者を特定し削除するよう指導するなどの措置を取る。ただし、不適切な書き込み等を確認した場合、必ず削除前に当該書き込み等の状況を保存する（関連ウェブサイトや電子メール、SNSでのメッセージの印刷および保存を行う。携帯電話やスマートフォンの場合はスクリーンシ

ショット等による画面の保存を行う等。これらの方法による保存が困難な場合は、画面を表示した状態の機材全体を撮影して保存する)。

- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等に通報し、適切に援助を求める。

### **(3) いじめ解消の定義**

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### **①いじめに係る行為が止んでいること**

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間は、少なくとも3カ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

#### **②被害者が心身の苦痛を感じていないこと**

- ・いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通しその安全・安心を確保する責任を有する。
- ・学校及び教職員は、いじめが解消されたように見える場合においても、時間をおいて再発する場合やより巧妙に見えにくく行われていることがあることを認識し、当該子どもへの継続的な指導やケアはもとより、保護者の心情を理解し、必要に応じて専門家による行動観察を行い、内面把握に努める。また、学級・学年・学校全体に対しても継続した指導を行うことが必要である。

## **4. 重大事態への対処について**

- ・重大事態と考えられる事案が発生した際には、八尾市いじめ防止基本方針に基づき、直ちに教育委員会に報告し、適切に連携し対応する。

【重大事態】\*いじめ防止対策推進法第28条より

- ①いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合等）
- ②いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合）
- ③児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき（重大事態が発生したもとして報告・調査等にあたる）



## 5. 年間計画

年間を通じた、いじめの早期発見、事案対処、校内研修等の取組を別紙に記載する。